# 「ナショナル・コンパクト」と労働党政権

――イギリスにおける政府とボランタリーセクターの関係-

永 井 伸 美

はじめに

のニーズの高さというのも浮き彫りにすることとなった。というのも、ボランタリー組織が政府や自治体に代わって公 なダメージを与えるものであった。だがこの危機は、彼らボランタリー組織の提供するサービスを求めるイギリス国民

一○○八年後半に起きた経済危機は、チャリティやボランタリー組織とよばれるイギリスの民間非営利組織にも様々

共サービスを提供する役割を担う機会が近年ますます増えているからである。

える人々の支援など多岐にわたる。長年取り組んできた活動を活かし、新たな分野に参入する動きもみられ、例えば二 そのサービスは高齢者施設や保育所の運営、あるいは精神障害者や学習障害者、元受刑者など社会生活上の困難を抱

○○九年夏には受刑者に対する技能訓練やカウンセリングなどに取り組んできたチャリティ二団体がロンドン、リバプ 「ナショナル・コンパクト」と労働党政権 同志社法学 六二卷一号 

ールの二ヶ所で企業と合同で民間刑務所を設立運営することが決まった。

サービスだけではない。法律の制定改正を求めて政府や社会にむけキャンペーンを展開したり、議会で法案について

証言を行ったり、各省庁の白書や自治体の計画作成段階で発言する、といった活動も盛んに行われ、ボランタリー組織

の出す情報や提案が政府の政策形成に少なからざる影響を与えている。

る「ナショナル・コンパクト(以下コンパクトと略す)」がある。これはブレア労働党政権とボランタリーセクターと このようなボランタリー組織の活動を変える契機となったものとして、一九九八年の労働党政権下における、 いわゆ

の間で交わされたお互いの関係についての原理原則について定めた協定文書であった。

ンパクトに関する取り組みを概観し、一〇年を経て行われた見直しの議論の概要と争点を取り上げ、政府とボランタリ コンパクトは政府とボランタリー組織との関係においてどのような役割を果たしてきたのか。本稿ではこれまでのコ

ーセクターの関係における展開と課題について明らかにする。

#### 1 コンパクトとは何か

(1)

コンパクトの成立背景とその特徴

政府は財政削減や国民のサービス選択の幅を広げることを目的に、 イギリスでは一九八○~九○年代初めにかけ、当時の保守党政権によって公共サービスのあり方が大きく変わった。 強制競争入札制度やNHS、コミュニティケア法の

り出したのである。 中央政府や地方自治体に代わって民間企業やボランタリー組織によるサービス提供が可能となる仕組みを作

加によってボランタリーセクターの収入は年々伸び、セクターの総収入に占める公的資金の割合は一九九〇年代半ばに その結果、政府とボランタリー組織の間も、それまでの補助金から契約に基づく関係が増えていく。政府との契約増

は三分の一に達し、寄付に次ぐ規模となった。

た収入を得たいと考えれば、契約の不成立や更新打ち切りは避けなくてはならず、政府の方針や決定に黙って従わざる しかし、契約の繁雑な手続きや細かい条件はボランタリー組織の活動を拘束する要素をはらんでいた。それに安定し

をえないこともでてきた。政府への依存傾向が強まることは、ボランタリーセクターの自律性や独立性を奪いかねない

ものでもあったのである。

呼ばれ、ボランタリー組織への情報提供や政府への意見代弁を目的とする組織の一つであった全国ボランタリー組織協 こうした危機感をもつボランタリー組織は少なくなかった。その中で「インフラ組織」や「アンブレラ団体」

会(National Council for Voluntary Organisation、以下NCVO)が一九九五年に行動を起こす。ニコラス・ディーキ ン(Nicholas Deakin)教授を委員長とする委員会を立ち上げ、一九九六年には政府に『ディーキン報告』を提出する。

この報告書では、先に触れたような弊害を防ぐためにも、政府がボランタリー組織の多様な役割の正当性を認め、 て、ボランタリーセクターとの関係における基本原則を定めた協定をボランタリー組織との間で取り交わすよう勧告し をもってボランタリーセクターの発展に努めるべきだと主張した。そして具体的に政府が取り組むべき行動の一つとし

翌年に『未来の構築(Building the Future)』という文書を公表し、政府とボランタリーセクターとのパートナーシッ この協定をつくる案を保守党政権は受け入れなかったが、野党労働党が興味を示す。労働党は『ディーキン報告』の

たのである。

プの基礎となる一連の原則を定めたコンパクトを策定することを打ち出した。

「ナショナル・コンパクト」と労働党政権

同志社法学 六二巻一号 一二五 (一)

労働党は保守党と同じく、

公共サービスの質を改善するにはそれらを非政府部門に委ねるしかないと考えていたが、

組織ならば長期失業者や障害者、元受刑者、民族的マイノリティなどいわゆる「社会的排除」に陥りやすい人々と直接 その一翼を担うものとしてとりわけボランタリー組織の役割に期待を寄せていた。というのは、一つにはボランタリー

かれらのニーズに的確に応え、最も効果的にサービスを提供できる。すなわち付加価値

ある公共サービスが実施できる、と考えたからである。

コミュニケーションをとり、

性があるとも考えた。つまり、 また、ボランタリー組織が活発に活動すれば、市民の「エンパワメント」やコミュニティの連帯が生み出される可能 ボランタリー組織を通じて地域住民がボランティア活動に活発に取り組み、 民族や宗教

る。 の違う住民どうしの連帯を生み出す。そうなれば市民が自ら問題の解決策を見出す能力や責任感をもてるようにもな

セクター政策に積極的に取り組む姿勢を打ち出す。その一歩がコンパクトの作成だった。 労働党政権は、この二点をそれぞれ「公共サービスの改革」と「市民再生(Civil Renewal)」と掲げ、 ボランタリ

されたコンパクト・ワーキング・グループ(Compact Working Group、以下CWG)との間の共同作業で進められた。 協定文書の作成は一九九七年に政権をとった労働党政府の内務省と、 NCVOなどの複数のボランタリー 織で構成

ル・ボートン(Paul Boateng)と、ボランタリーセクターを代表してCWG議長のケネス・ストー 議論に参加したボランタリー組織は二万五〇〇〇にも及んだという。そして一九九八年、 政府を代表して内務大臣ポー (Kenneth Stowe)

束」の項目が盛り込まれた。例えば「共有原則」には○ボランタリー活動が民主的社会の重要な構成要素である、 二〇頁ほどの文書には、政府とボランタリーセクターの「共有ビジョン」「共有原則」のほか、それぞれの守るべき「約 の双方が署名し、

コンパクトは成立する。

政府の政策について発言や異議を唱えたりするといったことが権利として記されたことであった。 ランタリーセクターの独立性が謳われていた点である。すなわち、ボランタリー組織が法律の範囲内でキャンペーンや 政府とボランタリーセクターとはお互いに補いあう役割をもつ、という三つの原則が記された。特に注目すべきは、ボ 立した多様なボランタリーセクターは社会の幸福に不可欠である、三公共政策や公共サービスの計画や実施において、

## (2) コンパクトを動かす仕組み

る。そしてできたのが次のような仕組みであった。 いかにしてコンパクトが掲げる理念を実現するための実効的な仕組みをつくるか、が取り組む必要がでてきたのであ コンパクトに定められた「約束」に政府やボランタリー組織が拘束されるわけではなかった。そこで現実問題として、 コンパクトは法的拘束力を持たない協定文書とされ、これへの参加は各自の自発性と自由に委ねられた。したがって

5 と呼ばれる文書の作成だった。コンパクト成立後、 れたのが、①契約や補助金など政府との資金のやりとりに関する「資金提供・委託コード (funding and 政府とCWGは課題ごとに五つの小グループを組織した。そして作

第一に個別具体的な課題ごとにコンパクトの理念を具体的に実践していくのに必要な「コード(codes of practice)」

procurement code、以下「資金コード」と略)」、□政府とボランタリー組織との効果的な政策協議を促すことを目的 的マイノリティグループのためのコード (black and minority ethnic group code、以下「BMEコード」と略) ]、である。 を定める「ボランティア活動コード(volunteering code)」、四「コミュニティ・グループ・コード」、因「黒人・民族 とした「協議コード(consultation code)」、[三ボランティアを増やすべく政府とボランタリーセクター双方の取り組み

コードの特徴は、政府とボランタリー組織に求められる行動が具体的に挙げられていることである。例えば「協議コ

同志社法学

六二巻一号

こと、ボランタリー組織には複数組織間の意見の集約に努めること、が定められた。また四や伍では、 政府に対し最低一二週間の協議期間をおくこと、文書は分かりやすく明確な言葉を用いなければならない 特定のボランタ

リー組織を対象とし、彼らに対する政府や自治体の差別的な扱いを禁じている。しかし、これらのコードによる要請は いずれもコンパクトと同じく法的拘束力をもつわけではない。

地方自治体の団体である地方自治体連合(Local Government Association)などが参加し、 することである。毎年秋から冬にかけコンパクト・ウィークと呼ばれる期間に開催され、ボランタリー組織、 間のコンパクトに関する進捗状況のレビューを行うとともに、次の年度に達成すべき目標を盛り込んだ行動計画を承認 第二に、コンパクトの理念が実施されたどうかチェックする仕組みとして「年次総会」がある。総会の目的は、 優れた実践を行った人物や 政府閣僚 一年

地域を表彰する「コンパクト賞」授与式も行われる。

ンパクト・アドボカシー・プログラム」と呼ばれ、二〇〇二年の開始以来、 する団体がいくつか存在する。 ランタリー 政府とボランタリー組織間の個々の衝突を処理しようとする「紛争解決」の仕組みである。 ・組織の相談にのり、 例えばNCVOは、 その組織に代わって政府にコンパクト違反を訴える活動をおこなっている。 政府がコンパクトで約束した原則に従わない場合、 同プログラムが関わった件数は数百を超え 被害に遭ったボ 紛争解決を仲裁 これは

た3

多様な意見が反映されるよう、その意思決定を行う理事会メンバーは様々な団体から選出されている。 リーセクターの代表として活躍してきたコンパクト・ボイスである。コンパクト・ ボイスは、 ボランタリー ż クターの

以上の仕組みを動かすにあたって重要なアクターが存在する。一つはコンパクト作成時にはCWGと名乗りボランタ

ボランタリーセクターとも政府とも距離をおいた立場から双方の関係づくりに努めるべく、二○○七年には

ある。委員長や委員は政府が任命するが、委員会は政府からの独立性が高い組織と位置づけられている。 の促進、これまでの成功・失敗例についての情報の収集や提供、コンパクトに関連した法規制や政策変更への対応等で 「コンパクト委員会(Commission for the Compact)」が発足している。その役割は、コンパクトについての理解や活用

(3)政府の積極的姿勢

とともに、各省に「サードセクター・リエゾン室」を設けた。より大々的な試みが「サードセクター局(Office of the として、政府内にコンパクトを浸透させるために各省の上級レベルの職員を「コンパクト・チャンピョン」に任命する 以上に加えて、政府自らもコンパクトのスムーズな展開のため様々な取り組みを行っている。例えば若干の組織改革

け、そこを中心に各省に協力体制をとることにしたのである。OTSの責任者である「サードセクター担当大臣(Third の政策の総合調整を担ってきたが、必ずしも充分なものではなかった。そこで二〇〇六年に内閣府のもとにOTSを設 の省が関わっている。そのため、これまでは内務省が治安・犯罪対策や市民活動の促進などともにボランタリー Third Sector、以下OTS)」の新設であった。ボランタリー組織の提供するサービスに対してはその分野ごとに複数

Sector Minister) 」にはゴードン・ブラウン財務相の元アドバイザーで二〇〇五年総選挙初当選のエド・ミリバンド(Ed

Miliband)を抜擢して据えた。

省の報告書「包括的支出見直し (Comprehensive Spending Review、以下CSRと略)」で、「チェンジアップ

加えてボランタリー組織の人材や資金力を充実させるべく、財政上の支援態勢も整えていく。まず二〇〇二年の財務

(ChangeUp)」「フューチャービルダー(Futurebuilder)」「フルコストの支払い」といった方策を打ち出す。

一連合体

「チェンジアップ」は、自治体やリージョンごとに三~四〇程度のボランタリー組織で構成される

六二巻一号

にかかった経費(直接経費)だけではなく、人件費などの間接経費もふくめたフルコスト(全額)を払うよう奨励した。 した補助や融資を行うための基金を設けた。さらにボランタリー組織と契約した省庁や政府機関に対し、 ユーチャービルダー」は、政府とのサービス契約がえられる見込みのある組織または現に契約をしている組織を対象に の割合を二〇〇九年までに五%に増やす目標を掲げた。そして具体的に一八項目にわたって省庁ごとに取り組む課題と し、「公共サービスの転換 (consortia)」をつくり、この連合体を通じて各地域の第一線で活動するボランタリー組織へ助言や訓練などを行う。 二〇〇六年にはOTSが行動計画(Partnership in public services: an action plan for third sector involvement) (transforming public service)」をキーワードに、ボランタリーセクターが提供するサービス サービス提供 を出

係についての政府のビジョンというべき『サードセクター・レビュー(Third Sector Review)』であった。 表にあたって「モクラシーの成功には活発で多様なサードセクターが中心にいなければならない」と言及、 翌二○○七年、政権交代したブラウン首相の就任後まもなく公表されたのが、今後一○年間のサードセクターとの関 五億 新首相 五〇 は公

その達成期限を示した。

○万ポンドというこれまでにない規模の予算を投入すると表明したのである。

ボランタリー クターの役割を公共サービスの供給という分野にとどまらず、より広く「社会と経済の再生」という視点から捉えるも ど、ボランタリーセクターとの協議に多くの時間を費やした。 サードセクター・レビューの作成過程においては、政府は国内各地でミーティングを開催し活発な意見交換を行うな そのため政府が取り組むべき分野も一ボランタリー組織のキャンペーン能力の向上、二コミュニティでの 組織の活動の活性化、 三政府との契約を通じてサービス供給を行うボランタリー組織に向けた支援、 その協議を経た結果、 内容もこれまでと違い、 サードセ

会的企業の活性化、

五サードセクター活性化のための環境整備、

と広範囲に及んだ。

発表後の二○○九年春には、大きな組織ほどには社会的影響力をもたない、小規模のボランタリー組織のキャンペーン を満たしたボランタリー組織)」に課される政治的活動の制限緩和に取り組んでいたのである。そして、このレビュー 活動を支援するための新たな基金「キャンペーン・リサーチ・プログラム (Campaigning Research Programme)」の設 に関するガイドラインの改定を行い、チャリティ委員会に審査登録した「チャリティ(法律で定めるチャリティの条件 た。レビューを出す前に取り組まれた「二〇〇六年チャリティ法」制定の際には、チャリティ委員会の定める政治活動 るためにも、彼らに代わってボランタリー組織が政府や社会にむけてキャンペーンを行える環境が必要だと考えてい とくに─について、労働党政府はボランタリー組織が支援する社会的弱者やマイノリティなどの声を政策に反映させ

(4)自治体レベルでのコンパクト作成

立も決定する。

が設定する指標が含まれ、サードセクターを活性化する環境づくり(Ⅵ)やボランティア活動の参加促進(Ⅶ)といっ Agreement)」を実施する。その合意内容には「ナショナル・インディケーター(National Indicator)」という中央政府 政府との間で様々な政策課題について達成目標を定め、自治体にはその達成が課される「地域合意(Local Area ボランタリー組織など様々な利害関係者を参加させて地域の再生計画をつくらなければならない。また、自治体と中央 すための方策も打ち出してきた。例えば「地域戦略パートナーシップ(Local Strategic Partnership)」では、 自治体は

ブレア政権は、「パートナーシップ」をキーワードに、自治体レベルでのボランタリー組織の政策形成への参加を促

一方、コンパクト・ボイスなどは、地方自治体レベルでもコンパクトと同様の協定を結ぶ必要性があると考えていた。

た項目が盛り込まれた。

同志社法学

六二巻一号

において中心となるのは中央政府よりはむしろ地方自治体との関係である。実際、自治体のなかにはナショナル・コン コンパクトが想定したボランタリー組織の大半は、その活動拠点を地域においている。したがって日常活動

政府と共同してローカル・コンパクト作成に関するガイドラインを二〇〇〇年に作成し公表したのである。 を結んでこそ、コンパクトの実効性が高まる。そこで各地域での自発的な取り組みを促すべく、コンパクト・ボイスは パクトに先んじて独自に作成していたところもあった。このような各地域の実情に即した協定「ローカル・コンパクト」 ローカル・コンパクトをもつ自治体は―作成が強制されたわけではなかったが―二〇〇五年時点でイン

たって、 たいという考えがあったようである。そのためコンパクトの内容も地域特有の課題が取りあげられたり、 で、公的機関をみても自治体だけのところもあれば、警察署、消防署、NHSにおいて地域の医療機関と契約を結ぶ組 分かりやすいようイラストや写真をふんだんにつかったりと、様々な工夫を凝らしたものがつくられた。 グランドに限れば九四%に達した。自治体にしてみれば「地域戦略パートナーシップ」や「地域合意」を実施するにあ 地元のボランタリー組織や住民団体との関係についての基本的ルールとしてローカル・コンパクトを位置づけ 参加者も多様 地域住民にも

織であるプライマリー・ケア・トラストなどが加わったコンパクトもあった。

容も抽象的なため、 を作成してもその効果が十分発揮できていない状況にあると報告している。それによればコンパクトやコードが長く内 え公的団体やボランタリーセクターがコンパクトを守らないことが起きてもそれを罰する仕組みがないために効果がな ち六○%は作成途中であった。また三一一のボランタリー組織を対象に行った調査ではコンパクトを作成した効果があ ったと評価したのがわずか一五%であった。そうした状況について、内務省は二〇〇五年に出した文書で、 しかし、コンパクトの作成状況やその効果は期待されたほどではなかった。例えば、先にあげた九四%の自治体 コンパクトに署名してもその内容が実行できているかどうか判断できる仕組みがない。 そしてたと コンパクト

ランタリー組織や自治体に認証を与えるという「コンパクト・プラス(Compact Plus)」の実施を決定した。 い。そこでこれに対処すべく、コンパクトの内容をより分かりやすく簡素化したルールをつくり、それを守っているボ

コンパクト違反にみられるコンパクトの課題と可能性

# (1) コンパクト違反の増加とその原因

2

コンパクトの作成や効果をみる上で注目したいのが、政府機関や地方自治体などによる、いわゆる「コンパクト違反」

行為である。

コンパクト違反件数は二〇〇六年度の二六件から二〇〇七年度の八〇件へと三倍以上も増加している。そのうち中央省 違反トラブルの仲裁を行ってきたコンパクト・アドボカシー・プログラムが二〇〇七年に出した調査報告書によれば、

庁が三○件、地方レベルが五○件で前年度一四件にとどまっていた地方での違反の急増がめだつ。 違反の起こる原因としてコンパクトの周知不足や無関心がある。すなわち、コンパクトを作成したからといって、政

府や自治体がコンパクトに定められたことを自覚し実践しようと考えているとは限らないのである。

例えば二〇〇八年にコンパクト委員会の委員長に就任したバート・マジー卿(Sir Bert Massie)は就任時のあいさつ

の低さに驚いた」といった。こうした発言にみられるように、コンパクト作成から一〇年経つとはいえ、中央政府レベ 策としてあったのだから、当然政府内でかなり認知されていると思っていたが、実際に委員会に加わってみてその理解 で「コンパクトと聞いて化粧品かなにかと思った」、また委員会の事務長官(chief executive)も「十年間も政府の政

ルでもコンパクトの理解が十分浸透しているとは言い難い。

「ナショナル・コンパクト」と労働党政権

同志社法学 六二巻一号 一三三 (一三三)

少なくとも三ヶ月前にはそのことを相手方のボランタリー組織に連絡しなければならない」という規定があるにもかか 四 grant)」の支給を延期することを決めたが、その際コンパクトの「政策や契約の変更などが決まった場合、 じた出来高払いにしようとしたのである。また保健省では、ボランタリー組織への補助金「六四条補助金(Section 六 疾患を抱える人たちの就職支援策(Pathway to Work)の実施にあたり、ボランタリー組織と委託契約を行った。しか コンパクト・アドボカシー・プログラムの挙げている違反例をみると、たとえば雇用・年金省では、 報酬の支払いについては、コンパクトの定める「前払いのルール」を無視し、実際に再就職できた人数に応 長期失業や慢性 政府は

的包摂に貢献する役割を認めなければならない が行った助成金の申請を却下したところ、その組織がコンパクトに定める「政府は宗教的団体の布教目的ではなく社会 いう出来事があった。実はコンパクトには中央省庁をはじめ、コンパクトを順守すべき「政府」に該当する組織が明記 もコンパクトを守らなければならない「政府」に該当する。この基金が以前、ある宗教的性格をもつボランタリー組織 (BMEコード)」に反する行為だと抗議し、基金側がこれを認めると (Big Lottery Fund)

わらず、その連絡を怠った。

コンパクト違反を指摘された政府機関は中央省庁だけにとどまらない。たとえば「宝くじ基金

自治体とボランタリー組織の信頼関係をつくるきっかけになる、との期待もあったが、現実はそう簡単でなかった。作 うとする意識ができるとは限らなかった。 以前からボランタリー組織と十分な信頼関係がすでにできていた自治体ほど順調に進んだ。しかし、逆にそうし 地方ではローカル・コンパクトが作成できたとしても、 ローカル・コンパクトを広めるにあたっては、 自治体とボランタリー組織との間に積極的に協力しよ コンパクト作成作業を通じて

Department Public Body)」にはその傾向が強いという。

されている。とはいえこの点を当の組織が認識していないことも多く、宝くじ基金のような「非省庁公的団体

(Non

た関係が不足した地域では話し合うことさえおぼつかないところも少なくなかった。つまり、関係改善のためにコンパ クトをつくるはずが、 信頼関係がないと作れないというジレンマに陥ったのである。

Council)では、ボランタリー組織への財政支援の削減を知らせるにあたって、地元ラジオ放送で伝えるだけで済ませた。 は限らないという別の問題もあった。たとえばウェスト・ミドランド地方のある自治体 さらに作成できたとしても、 地元ボランタリー組織が抗議する騒ぎとなった。ローカル・コンパクトを作成した自治体の議員を対象にし 議員や職員の日常業務のなかでコンパクトやボランタリー組織に対する関心が高まると (Shrewsbury and Atcham

ろう。たとえば、ボランタリー組織との契約期間は最低三年間にすることやフルコストの支払いを徹底する目標を掲げ コンパクトに対する温度差から、政府による様々な取り組みもパッチワーク的になっている。この点も見逃せないだ

た調査でも、

コンパクトはほとんど効果がないと回答したのが四分の三もいたという。

と短かった。自治体の中にはボランタリー組織にフルコストを払うことに否定的な考えのところもあれば、 状況を理由にフルコストを払いたくても払えないというところもあり、 ○八年のDirectory of Social Changeの調査では、中央の各省が実施する二二の資金提供施策の平均支給期間は二・八年 てきたが、しかしその実施は各省庁や地方自治体の決定に委ねられているため、完全な達成にはいたってい 自治体の対応は必ずしも一様ではなかったので 厳しい

政権が公共サービスの提供の五%を目指すとしていながら二%にとどまっていること、そもそも政府はボランタリー組 ○八年にかけて政府のボランタリーセクターへの公共サービスの委託について調査を行った。その報告書では、 か、との批判も出た。例えば議会下院の行政特別委員会(Public Administration Select Committee)では、二〇〇七~ こうした状況について、この間のボランタリー組織のサービス提供能力に期待する政府の姿勢は見せかけではない

「ナショナル・コンパクト」と労働党政権

同志社法学

六二巻一号

を提案しているのである。 織が公共サービスにどういった付加価値をもたらしているかきちんと説明できていないことなど指摘し、政府に改善策

自らの責任はサービスの質を管理することとしてきたが、その管理とはボランタリー組織に評価や成果を求め、 理だし、両立しないと反発する声もある。労働党政府はボランタリー組織などの非政府部門にサービスの提供を委ね、 また、そもそもボランタリー組織に公共サービスの提供と「市民再生」の担い手という二つの役割を担わせるのは無 ボラン

域住民の参加にもつながっていない、というのである。[5] ず、ボランティアも以前のように気軽に参加できなくなり、結果的に地域住民が必要とするサービスの提供もできず地 ティアにも専門性や適格性が問うようなものであった。そのためボランタリー組織は本来やろうとしていた活動ができ

うになったと多くが答えている。下位レベルの職員ほどコンパクトを知らない者が多い傾向にはあったが、 はわずか三%だった。実際の業務で契約期間を三年間とすることやボランタリー組織への事務負担の軽減を意識するよ が自分たちの仕事に部分的か全面的に採り入れられていると回答したのが八○%、全く組み込まれていないとする回答 っているといえよう。 もちろん成果もみられる。コンパクト委員会が二○○八年に六省庁の職員を対象に行った調査によると、 コンパクト 理解は広ま

では反映されないと考え、アンブレラ団体に対しても距離をおく傾向がある。たとえコンパクトに賛同している団体で とめるアンブレラ団体が中心となって動いているが、規模が小さな団体ほど自分たちの意見がボランタリーセクター内 あっても、コンパクト違反に遭遇すると、違反を申し立てていたずらに政府や自治体を刺激し、契約や補助金を打ち切 自分たちには無関係と考える団体も存在するからである。ローカル・コンパクトの場合、 それに無関心は政府側だけの問題ではない。ボランタリー組織の中にもコンパクトを知らない、たとえ知っていても 地域のボランタリー 組織をま

## (2) コンパクト違反の解決プロセス

により、これまでコンパクト違反が起きても政府にボランタリー組織への理解を進め、方針転換を促すことに少なから コンパクトには政府とボランタリー組織間の紛争解決のための仕組みがあること先に述べた。この仕組みがあること

政府とボランタリーセクターが政策協議するには、ボランタリー組織間での意見調整を行う猶予を見込んで最低一二週 紛争解決と経済開発に関する政策を立案するにあたって、関係するNGOらと協議しようとした。コンパクトによれば、 たとえば、国際開発省(department for International development、以下DfID)が二〇〇六年に途上国における

DfIDはさらに四週間延長し、八週間の協議を行うことで妥協し、双方の合意に至ったのである。 NGOからはこれではあまりにも短すぎるとクレームがつき、コンパクト・アドボカシー・プログラムが仲介した結果、 間という協議期間を設定しなければならない。ところが、実際にDfIDが用意したのはわずか四週間であった。当然

にその契約を打ち切られ、しかもその事実を知らされたのは打ち切られた数カ月後であった。BME団体はPCTのこ の行為はコンパクトに反するとして、コンパクト・アドボカシー・プログラムに申し立て、PCTとの協議を行った。 ほかにも、プライマリー・ケア・トラスト(PCT)と一○年間にわたって契約関係にあったBME団体は、 一方的

となった評価プロセスについてBME団体に説明し、今後の連携について話し合うことを決めた。 結果、PCTは違反を認め、BME団体が打ち切りを知るまでの間の支払いをすること、および契約を終了させる理由

こうした例にみられるように、たとえ違反行為が起きてもボランタリー組織側が積極的に声を上げることによって、

関係改善につながる可能性が開かれている。 自由法」を改正し、情報の開示義務を政府と契約するボランタリー組織にも課すことを表明した。しかし、これはボラ て政府に圧力を加える手段として活用されることもある。二〇〇六年、 面白いことに、コンパクト違反を訴えることが、ボランタリー組 政府は公的機関の情報の公開に関する「情報の

ンタリー組織側と十分な協議を経たものではなかったため、政府の方針に不満を抱いた「情報の自由キャンペーン」 (Campaign for Freedom of Information)やNCVOが、それはコンパクト違反に当たると抗議した。政府はこの批判

を延長する決定もしたが、政権交代のさなか法改正自体が立ち消えとなってしまった。このようにコンパクトは政府 の影響を及ぼし相互理解を促すツールとして機能しているのである。 を受け入れ、三ヶ月間の協議を行ってから修正案を出した。しかし、この修正案も批判をうけ、政府はさらに協議期間

#### (3) コンパクトの法的効力

二○○七年にはコンパクト違反をめぐっては次のような裁判が起きている。 協定文書である点も大きい。すなわち、政府や自治体がコンパクトを守らなくても罰則規定がないのである。しかし、

しかしコンパクトへの無関心は深刻な問題である。違反の起こる原因にはもう一つ、コンパクトが法的拘束力のない

のに用意した期間は実際五週間しかなかった。コンパクトには一二週間の協議期間を定めていたことから、 料負担を新たに導入することにしたが、この決定にあたり自治体側がボランタリー組織ら利害関係者から意見を求める イングランド北西部の自治体(Cumbria county)は、 保育サービスの利用にあたってミーンズテストに基づく利用

保育所を運営する「エイジ・コンサーン・サウス・レークランド」の利用者である母親とその代理人のボランタリー組

(Public Law Project)は、自治体を相手にコンパクト違反として訴訟を起こす。

intent) 」であると述べていた。そのためボランタリー組織の間ではこの裁判所の見解は今後起こるかもしれない裁判 いう事実を重く見て、コンパクトが「単なる願い事リスト以上のもの、意図された行為の約束(commitment of 原告の訴えを退けるものであった。ただし、判事は判決のなかでコンパクトの内容が守られなかったと

裁判所が出した判決は、協議の後に議会が承認する議決を行っている以上、期間は短かったとはいえ十分な協議が行

ことも必要ではないか、との見方が強まってきた。 訴訟問題まで起きるほどコンパクト違反が問題になるなかで、コンパクトに法的拘束力を伴わせることで違反を防ぐ

でも影響を与えるとして期待感をもって受けとめられたのである。

主張してきた。保守党は近年、政府とボランタリーセクターの関係を重要な政策課題と位置づけ、次期総選挙でのマニ また野党である保守党からも、 NCVOを始めボランタリー組織からは法的拘束力を付与する方向に進むことは避けられないとの考えが表明された。 労働党政府のやり方は実効性を欠くとして、コンパクトに法的拘束力をもたせるべきと

Society: Voluntary Action in the 21st Century)』を出しており、実行力は未知数であるが、その提案内容を支持するボ フェスト作成を前に、二〇〇八年にグリーンペーパー『より強い社会:二一世紀のボランタリー活動(A Stronger

る(コンパクト委員会の初代委員長の発言)」という反対や「法的拘束力をもてばコンパクトが規制になってしまう(コ こうした法的効力を伴うことに積極的な立場がある一方で、「自発的な順守が望ましいとする作成当時の趣旨に反す

だねるべきだとする立場からの慎重な意見もあった。さらにコンパクトが法的拘束力を有する文書になれば、政府が民 ンパクト・ボイスのスタッフ)」といった、強制されるのではなく政府とボランタリー組織のそれぞれ自発的行動にゆ

間の営利企業よりボランタリー組織を優遇することにつながり、公共サービスの市場での公平な競争を歪めかねない 「ナショナル・コンパクト」と労働党政権

はないというものだった。 という指摘もあった。しかし、このような立場は少数であり、大方の意見はコンパクトをこのままにすることは最善で

このコンパクトの法的効力とともに、コンパクト委員会の権限も問題視された。委員会は政府からの独立性をもつと

かえって活動範囲を縛り機動性を削ぎかねない、との理由から法的権限を定めるには至らなかった。 正を求める権限も有していなかったからである。もちろん設置にあたり、権限を明確に定めるべきとの意見もあったが いっても法的に定められているわけではなく、コンパクトの違反が疑われるケースを調査し、政府や自治体に対して是

#### (4) コンパクトの見直しの動き

委員会は、ボランタリー組織や政府機関、自治体など各方面から意見を聞くための協議文書を出ず。そこでは具体的な サードセクター担当大臣はコンパクト委員会に対し、コンパクトの見直しについて検討するよう要請した。コンパクト として、コンパクトの抜本的な見直しを行う方針も盛り込まれていた。二〇〇八年夏、フィル・ホープ(Phil Hope) 二○○七年に出された『サードセクター・レビュー』にはコンパクトの理念を政府内でさらに浸透させる必要がある

文書に作りなおす。曰コンパクト委員会に法的権限を与える。具体的には、コンパクトの違反状況について調査を行い ものの、合わせると百ページを超すことから、ボランタリー組織関係者にも読みやすく分かりやすくするために一つの □コンパクトを法的効力のある文書への作り替え、つまり立法化する。□コンパクトやコードそれぞれは量が少ない 見直しの可能性として次の三点が提示された。

た省や政府機関は勧告の回答を示さねばならず、何らかの対応を促す効果が期待できる。 その結果を政府に対して報告するとともに、勧告を出すことができ、勧告に従う義務は政府にないものの、 対象となっ

盛り込むよう提案したが実現には至っていない。このように法的拘束力を付与するといっても、コンパクトが自発的で ユニティ権限付与法(Community Empowerment Act)の審議過程において、コンパクトの法的効力を付与する規定を を占めた。 ったのである。実際、この協議文書に先立つ二〇〇八年には、アラン・ミルバーン(Alan Milburn)労働党議員がコミ この協議文書に関して寄せられた意見で賛成が多かったのは、□と□であった。しかし□については反対意見が多数 立法化により政府とボランタリーセクターに新たな義務を課すことにつながるかもしれない、と危惧が強か

付与は実現する目途が全くたっていない。議会では二○○九年五月にトム・レビット(Tom Levitt)労働党下院議員が 政権の支持率低迷などを受けて、政府にとっての優先順位は下がってしまったようで、コンパクト委員会の法的権限の ンパクト委員会の法的権限の付与にすぐに取り掛かるかと思われた。しかし、二〇〇八年末以降の経済不況やブラウン コンパクト委員会の法的地位と権限を定める法案(議員立法)を提出したが、成立することはなかった。 こうした意見をもとに二〇〇八年秋、コンパクト委員会は□と□の実施を求める報告書を政府に提出した。

自由な参加に基づくもので、これ自体を法律にすることはなじまない、とのコンセンサスができていた。

満を述べる団体もあった。しかし政府を動かすには至らなかった。 織の多くは、 リー組織の財政支援にあてざるをえないと釈明するにとどまった。この政府の突然の方針転換についてボランタリー組 スミス(Angela Smith)サードセクター担当大臣は違反は認めたものの、経済不況を理由に、より優先すべきボランタ いたボランタリー組織と事前の協議も行わずに中止を決定したため、明らかにコンパクト違反であった。アンジェラ・ チ・プログラム」に申請した三二団体への補助金の突然の中止を発表した。これを所管するOTSは、給付が決定して 二○○九年一○月、政府はボランタリー組織のキャンペーン能力を高めるための資金援助策「キャンペーン・リサー 経済不況という事情から仕方ないと受けとめたが、コンパクト委員会がOTSに何ら対応しないことに不

同志社法学 六二卷一号 一四一 (一四一)

も九六に減った。このほかEUからの資金提供やボランタリー組織内での下請け契約(sub-contracting)など、新たな 幅に削減され、内容もそれまでのコードに代わって大きく三つのセクション(①政策形成への参加、②資源の配分と管 ともあれ二○○九年七月には新しいコンパクトの草案が載った協議文書が発表された。ページ数は元の三分の一量と大 とボランタリーセクターとの間で進められた。ただし、ボランタリー組織の中には、BMEコードがなくなることによ って少数派の意見が反映されなくなって具体的な違反行為を指摘しにくくなるのではないかと不安を訴える団体もいた。 一方、もう一つの見直しであるコンパクトとコードの一本化については、具体的な内容を検討するための協議が政府 ③平等の達成)から構成された。従来のコンパクトとコードには合わせて五○○ほどの「約束」があったが、それ

。そして翌一二月、新コンパクトが公表されたのである。 ® ー組織を対象に行った調査では六○%以上が「明確な改善」と評価しており、草案はおおむね好意的に受けとめられた この案に対する各方面から寄せられた意見をもとに一一月には最終版が出された。コンパクト・ボイスがボランタリ

#### おわりに

ないが、しかし基本的にその独立性は維持される、という思いがあった。 コミュニティでの連帯感も高まるという期待があった。ボランタリーセクターにすれば政府への依存が強まるかもしれ コンパクトには、政府にしてみればボランタリー組織と協力することで公共サービスの質が向上し、市民の自発性や

そうして制度を立ち上げ一〇年たった。この間の取り組みは決して順調だったわけではない。 しかし政府の中ではボ

の効果を享受することができた。その存在意義は一〇年を経てもいまだに損なわれてはいない。 ランタリー組織の役割について理解が進み、またボランタリー組織でも政府に影響を与えるツールとしてのコンパクト

関とボランタリーセクターとの橋渡しをする人材の育成が試みられている。彼らは自治体の職員であったり、 の関係をさらに深化さる努力が、いま行なわれているのである。 リー組織側の人間であったりと、地域ごとに異なる。しかしそうした人々を軸に自発的参加や信頼関係を保ち、 ある。したがって、最近ではたとえばローカル・コンパクトの運用の成否を左右する要素として、自治体などの公的機 が多数であるのは、 コンパクトの特色は、もともとその仕組みが自発的な参加に基づくという点にある。立法化になじまないという意見 政府とボランタリーセクターの関係づくりは強制力よりも自発性が有効だと考えられているからで ボランタ

果あり」と答えたのは二〇〇七年の調査時の二二%から一七%へ低下、一方「全く効果なし」との回答が四七%に達す を用いる部分とを、いかに組み合わせ実効性を高めるか、という課題を突きつけられている。解決すべき問題の難しさ るという厳しい結果となった。法的拘束力がないとはいえ、コンパクト違反について政府の説明が不十分なままだと、 独立性の確立は、自発的な参加や信頼関係に委ねるだけでは必ずしも簡単に実現できるわけではない。事実、前述の「キ コンパクトは政府とボランタリー組織のそれぞれの自発的取り組みにゆだねるべき部分と、法的拘束力といった強制力 コンパクトの意義が問われるばかりかボランタリーセクターの政府に対する信頼を損ないかねない。その意味で、今日、 ャンペーン・リサーチ・プログラム」の騒動後に行われたボランタリー組織を対象にした調査では、コンパクトは「効 しかし、これまでの経過でも明らかなように、政府とボランタリーセクターの対等な関係やボランタリーセクターの

を、

あらためて痛感させられるのである。

同志社法学

一四四 (一四四

- に位置するような組織をまとめて「サードセクター」ともいう。これらは必ずしも厳密に使いわけされている訳ではない. ThirdSector, 'Compact in action: Compact Advocacy Programme,' 23 January 2008. 非営利組織を表す言葉として一般的な「チャリティ」のほか、「ボランタリー組織」「コミュニティ組織」、あるいは政府と民間部門の中間
- 3 Cabinet Office, The future role of the third sector in social and economic regeneration: final report, 2007
- 4 チャリティ法については拙稿「イギリス『二〇〇六年チャリティ法』にみる非営利組織の新展開』『同志社法学』五九巻四号を参照 http://www.official-documents.gov.uk/document/cm71/7189/7189.pdf(二〇一〇年一月二〇日アクセス)
- 5 Home Office, Strengthening Partnerships: Next Steps for Compact, March 2005 ThirdSector, 'Working With Government: Second Among Equals', 26 January 2005 http://www.homeoffice.gov.uk/documents/2005-strengthening-partnerships/cons-strengthening-partnerships2835.pdf?view=Binaty( 🕴 🖯 🗎 🖯
- NCVO, Compact Annual report, 2007

年一月二〇日アクセス)

- ThirdSector, 'A stronger Compact Commission is preferable to a statutory Compact,' 17 September 2008
- 9 ThirdSector, 'Interview: Richard Corden, Chief executive, Commission for the Compact' 2 July 2008 なお宝くじ基金は現在、コンパクト・アドボカシー・プログラムの活動資金を提供する関係にあり、プログラムを運営するNCVOとの
- 11 関係は良好である。 ThirdSector, 'Compact has "had little impact", '11 June 2008
- Public Administration Committee, Public Services and the Third Sector: Rhetoric and Reality, 2008 ThirdSector, 'News analysis: Don't let full cost recovery cost you', I February 2006

ThirdSector, 'Three-year funding is still not the norm, grant survey shows', 30 July 2008

- 榊原秀訓「イギリスにおける公私協働─サードセクターによる公共サービスの提供」『法律時報』八○卷一一号、二○○八年。 http://www.publications.parliament.uk/pa/cm200708/cmselect/cmpubadm/112/112.pdf(二〇一〇年一月二〇日アクセス)
- 15 Research, 2008, p.20 Hutchison, R & Ockenden, N, The impact of public policy on volunteering in community-based organisations, Institute for Volunteering

attp://www.ivr.org.uk/NR/rdonlyres/B796F0A0-632F4D0E-B2C9-24AA3E6F7859/0/Impact\_report\_final.pdf(二〇一〇年一月二〇日アクセス)

ThirdSector, 'Government departments more aware of Compact, survey shows,' 7 July 2008.

17

Hutchison & Ockeden, op.cit, 2008,p.44

- 18 ThirdSector, 'Compact in action: Bond and the Department for International Development', 29 November 2006
- 19 http://www.ncvo-vol.org.uk/compact-case-studies(二〇一〇年一月二〇日アクセス)
- ThirdSector, 'Persuading the Government to consult,' 28 March 2007

20

- 21 http://www.navca.org.uk/news/compactstatutorypowers.htm(二〇一〇年一月二〇日アクセス)
- Conservative Party, A Stronger Society: Voluntary Action in the 21st Century, June 2008 http://www.conservatives.com/Policy/Responsibility\_Agenda.aspx(二〇一〇年一月二〇日アクセス)
- 24 23 General?,' 2 July 2008 ThirdSector, 'The Compact is in a state of collapse,' 11 June 2008 Third Sector, 'What would the Tories' proposals really mean for the sector?, '11 June 2008, Third Sector, 'Do we need a Witchfinder
- Commission for the Compact, Report on the debate about the future of the compact, 2008

ThirdSector, 'Government consults about making Compact statutory,' 8 July 2008

25

- 27 http://www.compactvoice.org.uk/information/100159/101743/ots\_compact\_breach/(二〇一〇年一月二〇日アクセス) http://www.thecompact.org.uk/files/102558/FileName/DebateReportFindings.pdf(二〇一〇年一月二〇日アクセス)
- 29 28 ThirdSector, 'New and shorter Compact out for consultation', 27 July 2009 ThirdSector, 'Compact in action', 27 January 2009
- Commission for the Compact, they are the champions: the role and impact of local compact champions, 2009

30

ThirdSector, 'New Compact is a 'clear improvement', 6 November 2009

32 Third Sector, 'State of the Sector survey: what impact has state help had?', 11 January 2010 nttp://www.thecompact.org.uk/files/139883/FileName/cc\_research\_FINALwebversion.pdf(二〇一〇年一月二〇日アクセス)